吸収分割に関する事前開示書面

2022年10月31日

東北電力株式会社

東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社施行規則第183条に基づく事前備置書面)

東北電力株式会社(以下、「分割会社」といいます)及び株式会社トインクス(以下、「承継会社」といいます)は、両当事者間で締結した2022年10月14日付吸収分割契約書(以下、「本件契約」といいます)に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社の情報通信部が管理する情報システム設備(ソフトウェアを含む)及び当該設備の管理事業に関する権利義務(以下、「本件承継権利義務」といいます)を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」といいます)を行うことにいたしました。本件分割に係る事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件契約の内容に関する事項 (会社法第 782 条第 1 項第 2 号) 別紙 1 のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割、 承継会社においては同法第796条第1項に定める略式分割となります。

- 2. 分割対価の定めの相当性等に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ) 承継会社は分割会社の完全支配子会社であることから、本件分割に際して、承継会 社は分割会社に対し、本件承継権利義務の対価として株式、金銭、その他の財産を交 付しません。また、本件分割により承継会社の資本金及び準備金の額は変動しません。
- 3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号) 該当事項はありません。
- 4. 分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の 負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内 容(会社法施行規則第 183 条第 5 号) 該当事項はありません。

- 5. 承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第4号)
- (1)承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

承継会社の最終事業年度に係る貸借対照表は、承継会社の下記 Web サイトよりご 覧いただけます。

https://www.toinx.co.jp/company/public-notice/

- (2)臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容該当事項はありません。
- (3)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。
- 6. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 6 号)

本件分割については、下記の理由により、効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務(分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります)につき履行の見込みがあると判断しております。

- (1) 2022 年 3 月 31 日現在の分割会社の資産、負債及び純資産の額は[表 1]A のとおりであり、資産の額が負債の額を上回っています。
- (2) 2022 年 3 月 31 日現在の承継会社の資産、負債及び純資産の額は[表 1]B のとおりであり、資産の額が負債の額を上回っています。
- (3) 分割会社及び承継会社のそれぞれの資産及び負債について、効力発生日以後に おける分割会社及び承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその 可能性は現在のところ認識されておりません。
- (4) 本件分割により分割会社から承継会社に承継させる資産、負債及び純資産の額の見込額は[表 2] のとおりであり、本件分割の効力発生日以後においても、分割会社及び承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

[表 1] 2022年3月31日現在の資産、負債及び純資産の額

単位:百万円(百万円未満切捨)

	会社名	資産の部	負債の部	純資産の部
A	東北電力株式会社(分割会社)	3, 928, 926	3, 397, 043	531, 883
В	株式会社トインクス(承継会社)	17, 010	7, 382	9, 628

[表 2]承継会社に承継させる資産、負債及び純資産の見込額

単位:百万円(百万円未満切捨)

資産の部	負債の部	純資産の部
5, 399	4, 967	432

以上

● 以下、別紙1として「吸収分割契約書(写)」を添付する。



吸収分割契約書

東北電力株式会社(以下、「甲」という)と株式会社トインクス(以下、「乙」と いう)は、次のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)



甲は、本契約第7条に規定する効力発生日(以下、「効力発生日」という)を もって、甲の情報通信部が管理する情報システム設備(ソフトウエアを含む) 及び当該設備の管理事業(以下、「本件事業」という)に関し、本契約第5条 第1項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。(以下、「本件 分割」という)

第2条(分割当事会社の商号及び住所)

本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は次のとおりとする。

(1) 甲(吸収分割会社)

商号:東北電力株式会社

住所:宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

(2) 乙(吸収分割承継会社)

商号:株式会社トインクス

住所:宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番10号



第3条 (本件分割に際して交付する金銭等)

本件分割に際して、乙は甲に対し、本件分割により承継する権利義務の対価 (株式、金銭、その他の財産)を交付しないものとする。

第4条 (増加すべき乙の資本金及び準備金等)

本件分割により増加する乙の株主資本の額は次のとおりとする。

(1) 資本金

: 0 円

(2) 資本準備金

: 0 円

(3) その他資本剰余金 : 株主資本等変動額

(第5条に定める資産から負債を減じた額)

(4) 利益準備金

:0円

(5) その他利益剰余金 : 0円

第5条 (本件分割により承継する権利義務)

- 1 甲は、本件分割により、甲が本件事業に関して有する資産、負債及びその他権利義務のうち、別紙「承継権利義務明細表」に定める資産、負債及びその他権利義務を、効力発生日において乙に承継する。
- 2 別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産及び負債の評価は、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としており、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。
- 3 甲から乙に対する債務の承継は、その一切を甲が重畳的債務引受を行い、 効力発生日以降も連帯して負担するものとする。

第6条 (分割手続き)

甲は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割の方法、乙は、同法第796条第1項に基づく略式吸収分割の方法により、それぞれ株主総会の承認を得ずに本件分割の手続きを行う。

第7条 (効力発生日)

効力発生日は 2023 年 4 月 1 日とする。但し、本件分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条(競業避止義務)

甲は、乙が承継する本件事業について競業避止義務を負わない。

第9条 (分割条件の変更及び解除)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的が達成困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条(規定外事項)

本契約書に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022年10月14日

甲 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

乙 宮城県仙台市青葉区中央二丁目 9 番 10 号 株式会社トインクス 代表取締役社長 八代 浩久

承継権利義務明細表

甲が本件分割により乙に承継する資産、負債及びその他権利義務(以下、「承継権利義務」という)は、以下のとおりとする。但し、別段の定めがなされているものについてはその定めに従うものとする。

1. 承継する資産

本件事業に係る以下の流動資産及び固定資産の一切。但し、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する資産を除く。

- (1)流動資産 棚卸資産(貯蔵品)
- (2) 固定資産 リース資産、ソフトウェア

2. 承継する負債

本件事業に係る流動負債及び固定負債の一切。但し、甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関する負債を除く。

- (1) 流動負債 リース債務(1年以内)
- (2) 固定負債 リース債務
- 3. 承継する契約上の地位及び権利義務

本件事業に関して甲が締結したリース契約、保守契約、サービス契約、ライセンス契約及びその契約に係る一切の契約上の地位及び契約に付随する権利義務。 但し、次の各号に掲げる権利義務を除く。

- (1) サービス契約のうち、契約上必要となる相手方の同意が得られない契約
- (2) ライセンス契約のうち、契約上必要となる相手方の同意が得られない契約
- 4. 承継する権利義務から除外される権利義務
- (1) 甲の本件事業に従事する甲の従業員との雇用契約
- (2) 甲の本件事業のうち、通信設備及び当該設備の管理業務に係る契約

5. その他

承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの(当該承継により甲又は乙において想定外の損失が生じることが判明したもの及び当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したものを含む)については、必要に応じて甲乙協議の上、承継権利義務から除外することができる。

以上



